（特定計量器検定検査規則の一部改正）

第三条　特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（構造に係る技術上の基準） **第六条**　法第七十一条第一項第一号の経済産業省令で定める技術上の基準（以下「構造に係る技術上の基準」という。）は、次条から第十五条までに定めるところによるほか、第二章から第二十六章までに定めるところによる。	（構造に係る技術上の基準） **第六条**　法第七十一条第一項第一号の経済産業省令で定める技術上の基準（以下「構造に係る技術上の基準」という。）は、次条から第十五条の三までに定めるところによるほか、第二章から第二十六章までに定めるところによる。

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

○経済産業省令第二十五号

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二十二号）及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）の施行に伴い、並びに高圧ガス保安法関係手数料令（平成九年政令第二十一号）第四条第一項及び第二項の規定に基づき、高圧ガス保安法に基づく外国容器等製造業者及び外国特定設備製造業者の登録申請手数料の額の計算に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

経済産業大臣　武藤　容治

高圧ガス保安法に基づく外国容器等製造業者及び外国特定設備製造業者の登録申請手数料の額の計算に関する省令の一部を改正する省令

高圧ガス保安法に基づく外国容器等製造業者及び外国特定設備製造業者の登録申請手数料の額の計算に関する省令（平成九年通商産業省令第二十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（在勤官署の所在地） **第一条**　高圧ガス保安法関係手数料令（平成九年政令第二十一号）第四条の旅費の額に相当する額（以下「旅費相当額」という。）を計算する場合において、当該審査のため、その地に出張する者の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。）第二条第四号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞が関一丁目三番一号とする。 （削る） （審査の日数） **第二条**　審査を実施する日数は、当該審査に係る工場又は事業場ごとに一日として旅費相当額を計算する。 （渡航雑費の額） **第三条**　国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）第四条の渡航雑費は三千円として旅費相当額を計算する。 （調整） **第四条**　経済産業大臣が旅費法第八条第一項の規定により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、当該部分に相当する額は、旅費相当額に算入しない。	（在勤官署の所在地） **第一条**　高圧ガス保安法関係手数料令（平成九年政令第二十一号）第四条の旅費の額に相当する額（以下「旅費相当額」という。）を計算する場合において、当該審査のため、その地に出張する者の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。）第二条第一項第六号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞が関一丁目三番一号とする。 （支度料の不算入） **第二条**　旅費法第六条第一項の支度料は、旅費相当額に算入しない。 （審査の日数） **第三条**　審査を実施する日数は、当該審査に係る製造所ごとに一日として旅費相当額を計算する。 （旅行雑費の額） **第四条**　旅費法第六条第一項の旅行雑費は三千円として旅費相当額を計算する。 （調整） **第五条**　経済産業大臣が旅費法第四十六条第一項の規定により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、当該部分に相当する額は、旅費相当額に算入しない。

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

○経済産業省令第二十六号

経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）第百三条第三項の規定に基づき、並びに経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）及び経済産業省組織令を実施するため、経済産業省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

経済産業大臣　武藤　容治